

入札説明書

この入札説明書は、旧塙校舎残置物品等の廃棄処分マネジメント業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）を行うに当たり、関係法令及び本件入札の公告等の規定に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者及び入札に付する事項

(1) 発注者（契約権者）

福島県立白河実業高等学校長 浅野 猛

(2) 入札に付する事項

ア 件 名 旧塙校舎残置物品等の廃棄処分マネジメント業務委託

イ 業務内容 別紙「旧塙校舎残置物品等の廃棄処分マネジメント業務委託仕様書」
（以下「仕様書」という。）のとおり

ウ 委託期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

エ 履行場所 別紙仕様書のとおり

2 入札者に必要な資格

公告に示すとおり。

3 入札者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 2 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（第 1 号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次の書類を添付し、下記 4 (1) に示す場所に持参又は郵送（書留郵便）により提出し、当該資格の確認申請をすること。

なお、資料作成等に要する費用は、入札への参加を希望する者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

当該資格確認の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（第 3 号様式。以下「資格確認通知書」という。）により通知するものとする。

なお、下記 4 (2) に示す期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

(1) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第 2 号様式）

(2) 福島県内に本店、支店又は営業所を有することを証明する書類（履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）など。ただし、発行後 3 か月以内のもの。コピー可）

(3) 事業実施に必要な許可（貨物自動車運送事業法に基づく事業許可）を有していることが確認できる書類

- (4) 過去 3 年以内に、福島県内において本公告の仕様に合致した業務又は本業務と同種・同規模の業務を元請けとして複数回履行した実績が確認できる書類（契約書の写し又は発注機関が発行した実績証明書等の、発注機関・業務内容・業務期間・契約金額等が明示されているもの。）

4 資格確認申請書の提出場所等

(1) 資格確認申請書の提出場所

郵便番号 961-0822

福島県白河市瀬戸原 6-1

福島県立白河実業高等学校 事務室

電話 0248-24-1176

(2) 資格確認申請書の提出期限

令和 7 年 8 月 27 日（水） 午後 4 時まで ※必着

(3) 資格確認通知書の送付日

令和 7 年 9 月 2 日（火）までに送付する。

5 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（第 4 号様式）に必要とする事項を記載し、下記 6 に示す日時及び場所へ持参すること。

- (2) 郵送による入札は認めない。

- (3) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 資格確認通知書の写し

イ 委任状（第 5 号様式） ※代理人が出席し、入札する場合

- (4) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者の職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

ウ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

エ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年9月5日(金) 午前10時
- (2) 場所 福島県白河市瀬戸原 6-1
福島県立白河実業高等学校 会議室

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札日の前日までに見積もる入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納入しなければならない。
- (2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるか、又はその納付に代えて担保として福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下、「財務規則」という。)第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を入札時に提出すること。
- (4) 財務規則第249条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金の免除を希望する者は、令和7年8月27日(水)午後4時までに、以下の書類を上記4(1)に示す場所に持参又は郵送により提出すること。
ア 入札保証金納付免除申請書(第6号様式)
イ 入札保証金納付免除申請書に定める添付書類

8 開札方法

- (1) 開札は、上記6で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記5(3)で指定する書類の確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、1回に限り再度入札に付することができるものとする。
- (6) 前号においても落札者が決定しない場合は、随意契約に移行する。その際は、見積書(第4号様式)に必要事項を記載して提出すること。

9 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、金抜き設計書、仕様書、契約書(案)を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第8号様式)により、令和7年8月22日(金)午後4時

までに、以下に示す問い合わせ先に説明を求めることができる。

郵便番号 961-0822

福島県白河市瀬戸原 6-1

福島県立白河実業高等学校 事務室

電話 0248-24-1176

FAX 0248-24-2781

電子メール shirakawajitsugyo.h@pref.fukushima.lg.jp

回答は、令和7年8月26日（火）までに、福島県立白河実業高等学校ホームページに回答書（第8号様式）を掲載することにより行う。

- (2) 入札に参加を希望する者は、現地確認等を希望する場合は、前記の問い合わせ先に事前に連絡・調整のうえ、発注者の指定日時に行うものとする。
- (3) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。
ただし、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするための監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執

行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときには、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において、入札者に生じた損害は、入札者の負担とする。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 上記 2 に示す入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券の納付（免除）手続をしない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む。）
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

12 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をすることができる。

13 契約にあたっての留意事項

(1) 契約保証金

ア 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

イ 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。

ウ 財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金

の全部又は一部の納付を免除する。

エ 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 228 条、第 231 条及び第 233 条による。

(2) 契約書の作成

ア 落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から 10 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。

イ 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときとする。

ウ 落札者が、上記アに定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(3) 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

14 その他

(1) 資格確認申請書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、発注者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。